第12章

親密なパートナーと紡ぐ新しい関係性

大村 惠

1. 恋愛と結婚

恋愛し、結婚し、夫婦になって家庭をつくる。それが人として、あたりまえの生き方、ふつうのライフ・コースだと、あなたは思うだろうか。

独断を恐れずにいえば、恋愛し、結婚し、家庭を作るという生き方が「ふつう」「あたりまえ」だと思われていたのは、1970年代以降の20年から30年くらいのことではなかっただろうか。いやいや、今でもそれは「ふつう」だという方もいるだろうが、そう思っていない人たちも、おそらく少なくないはずである。

1960年代までの日本で、それが「ふつう」 でなかったのは、恋愛結婚が「ふつう」と はいえなかったからだ。第一次産業が産業

日本国憲法

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを 基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

の中心であった時代には、家が産業の拠点であり、結婚は産業の持続のために必要な経済行為という性格を持っていたから、男女の恋愛感情が結婚に結びつかないことのほうが「ふつう」だった。日本国憲法がいうような、「両性の合意のみに基いて成立」する婚姻は、近代社会の理想ではあっても、実際には当事者だけでなく、「家族」「親戚」の合意や承認が必要であった。その客観的根拠は、家族が産業と結びついて経済的単位として成立しているからであり、結婚はそこに組み込まれているからである。

この構造が揺らぎ始めたのは、1950年代後半からである。農地・山林・漁場を「家」や「ムラ」が所有し、親の職業を子どもが継ぐ、という生活様式から、企業等に雇用されて働く賃労働者の生活様式に移行することによって、結婚の意味も変化した。結婚が家制度から解放されることで、恋愛の結果として結婚にゴールインするというストーリーが、夢物語ではなく、選択可能なトーリーが、夢物語ではなく、選択可能な未来として立ち上がった。当時の青年たちの間で、「見合い結婚か、恋愛結婚か」というテーマで学習会や討論会が成立するようになるのは、このような社会構造の変化が根拠となっていた。

ただし、結婚が「家制度」の規制からより自由になることによって、恋愛結婚が「ふ

つう」になったといえるかどうかというと、 必ずしもそうではない。労働者家族が一般 的になったとしても、その一般的家族モデ ルは、「サザエさん」や、「ちびまるこちゃん」 のように、賃労働者の夫と、専業主婦の妻 を中核とする三世代同居家族だった。親世 代が一定の財産を持ち、夫が安定的雇用を 獲得していることが、家族形成の条件になっ ていたのである。

したがって、「両性の合意」は、恋愛感情だけで可能であったわけではなく、経済的な将来見込みにおいても合意が得られるかどうかが求められていた。それは、女性が男性に求める結婚の条件として、1980年代のバブル期には3高(高学歴、高収入、高身長)、バブル崩壊後においては3C(収入、学歴、階層)と言われていることに端的に表れている。おそらく今後も、当分の間は結婚の条件に経済的安定性が含まれることになるだろう。

そうはいっても、1960年代までと比べた ら、家族や親戚ではなく、当事者の意思で 配偶者を選ぶことのできる自由は格段に広 がったといっていいだろう。見合い結婚も、 親同士で結婚を決めるのではなく、当事者 が結婚の決定に参加することができる仕組 みになったととらえることもできる。配偶 者選択の自由は広がってきたと考えられる。

ところが1990年代の後半から2000年代にかけて、新しい状況が生まれてきた。結婚すること、家族を作ること自体が、困難な社会的な現象がいくつも現れてきたのだ。

2. 1990年代以降の結婚問題

生涯未婚率という統計指標がある。50歳

になった時点で一度も結婚をしたことがない人間の割合をいい、「45~49歳」と「50~54歳」の未婚率の平均値から、50歳時の未婚率を算出したものである。国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料集によると、生涯未婚率は次のように推移している。

1920年には、男性2.17%、女性1.8%から、男性は1960年の1.26%、女性は1950年の1.35%まで減少し、その後徐々に増加する。そして、1990年以降に急激に上昇し、2010年には男性20.14%、女性10.61%に達する。この数値はさらに増加することが予想される。

特に、男性の未婚率の上昇が著しく、例 えば、「30~34歳」、「35~39歳」の男性の 未婚率は、1975年時点で、14.3%、6.1%だっ たものが、2010年には、47.3%、35.6%に達 している。

一方、50歳時において離婚を経験している割合は、戦後一貫して増加しているが、特に1980年代以降の上昇が目立つ。2010年には、男性6.03%、女性9.32%に達している。50歳時に配偶者がいない割合は、2010年には、男性で26.83%、女性で22.3%である。

結婚することが難しくなり、かつ離婚のリスクが高まり、その傾向が強まっているとすると、もはや結婚することが「ふつう」とはいいがたいのではないだろうか。

3. 恋愛しない若者たちの存在

株式会社オーネットは、新成人に対する 恋愛・結婚観に関する意識調査を1996年か ら行っている。それによれば、新成人の交 際相手がいる割合は1996年には、50%を超 えていたが、その後減少し、2008年以降、 30%を切る水準で推移していた。それが2017年以降、増加に転じ、2018年は31.5%と30%台に戻している。また、新成人のうち、これまで一度も交際したことがない割合は、2018年には男性45.7%、女性31.3%であり、前年よりわずかに減少している。

これは、いわゆる「草食化」と言われるような、恋愛をしなくなっている状況が、1990年代後半からおよそ20年ほど続いたことを示している。現在はややその傾向に変化が現れているが、「草食化」が終わろうとしているかどうかは、もう少し様子を見る必要があるだろう。少なくとも、1980年代後半から1990年代前半に生まれた世代においては、男性の半数、女性の三分の一が成人した時点で交際を伴う恋愛を経験していない層となって存在しているということである。

交際相手がいない新成人の中で、「恋人がほしい」と答えた割合を見ると、2000年にはほぼ90%だったのに対して、2008年には66.5%に減少し、2016年の64.0%までこの傾向が続いた後、2017年から増加に転じ、2018年には76.5%まで回復した。

2018年の調査において「交際相手がほしくない」と回答した理由(複数回答可)を みると、女性の第一位は「面倒くさい」で あり70%に達している。とはいえ、恋愛は そもそも「面倒くさい」ものではあるので、 それを乗り越える積極的な要求・意欲がな いということなのかもしれない。女性では、 続いて「交際する余裕がない」「自分の趣味 に打ち込みたい」「1人でも寂しくない」が いずれも30%でならんでいる。

男性では「自分の自由がなくなる」「自分の趣味に打ち込みたい」が同率の57.1%で

あり、独身生活を積極的に選択しているように見える。続いて「面倒くさい」「1人でも寂しくない」がならんで42.9%である。

なお「交際する金銭的余裕がない」という理由は、2018年には女性10.0%、男性14.3%であり、前年から30ポイント低下したとされている。景気の回復が「草食化」の歯止めに関連しているのかもしれない。

4. 恋愛・結婚が難しくなったのはなぜか

未婚者が増加している要因の一つである 恋愛をしなくなる傾向について考えてみよ う。一つは、男性は外で働き、女性は家を 守るという性別役割分業に基づいた夫婦像、 家庭像が機能不全を起こしていることであ る。まず、性別役割分業を是とする男性と しない女性では結婚の合意は得られない。 両性が是とする場合には、男性側に資産も しくは高額収入と経済的な将来安定性が求 められる。しかし、このような男性は少数 派なので、両性が性別役割分業を見直して、 共働きをしながら地域社会の支援や生活共 同を創り出すことが、問題解決の方法とし て考えられる。ただし、この場合は、両性 において家事育児介護等の生活に必要なス キルを修得し、それを支える保育所や放課 後児童クラブ (学童保育)、介護施設などの 社会福祉制度を新しく創り出していくとい うプロセスが求められ、それが不十分であ れば、夫婦生活も、家族形成も不安定なも のになるだろう。

この問題には、女性の生き方が大きく変化していることが関わっていると考えられる。「一億総活躍」ということばにもあるように、女性の就労は不可逆的な変化である。

しかし、女性の社会参加が進んだ1990年 代初頭には、女性にとっての就労は、女性 が生きる困難さを増大するものではないか ということが議論された。女性の「四重苦」 「五重苦 | 「六重苦 | というような表現もさ れた。この場合の「苦」とは、女性に求め られる役割のことである。つまり、それま での①妻役割; 夫の世話、②主婦役割; 家事、 ③母親役割;子育て、④介護者役割;老親・ 障がい者の介護、⑤地域社会の役割;町内 会等地域組織参加、という5つの役割に、6 番目の役割⑥家計保持者役割; 就労が加わっ たということになる。女性に就労という新 たな役割が求められたとしても、それまで 女性が果たしてきた役割を男性が担ったり、 社会が担ったりしてくれるわけではない。 家庭だけが子育てや介護に責任を持つので はなく、子育てや介護を社会化するといっ ても、その地域の子育て支援や地域福祉を 担う役割も結局は女性に求められているの が実情である。

したがって、このような過重な役割が担 えないとなれば、その役割のいずれかを返 上したくなることは当然だろう。子どもを 産まないという選択や、結婚しないという 選択も、相応の根拠があるということにな る。男性の側でも、就労が不安定化する中 で、主たる家計保持者であることを求めら れることから逃れたいと思うことも、無理 はないかも知れない。

もちろん、単身で生きていくことにはリスクが伴うが、都市部においては、一人暮らしを支えるサービスが充実している。一人でいることの寂しさは、ネットやペットが埋めてくれる。とりわけパーソナルな関係が必要な性愛においても、「アイドル」や

アニメ、ドラマ、小説、ネット動画、ゲーム等によって、「萌え」ることができる疑似恋愛のツールは簡単に手に入るようになった。リアルという、大きな幸せを求めなければ、「今はしあわせ」「当面はだいじょうぶ」な生活を謳歌できるということではないだろうか。

5. 恋愛・結婚・家族形成の価値

人にはさまざまな価値があるが、その一つに「快適さ」がある。それは確かに大切な価値だけれど、それ以外の価値もたくさんある。しかし、たくさんある価値の中で、「快適さ」をとりわけ大切にしようとすると、他の価値は色あせてしまう。

「快適さ」とは、ストレスがないこと、苦痛がないことととらえると、「快適さ」を重視することによって、ストレスや苦痛を経てしかたどりつけない価値を手にすることはできなくなってしまう。「産みの苦しみ」ということばにあるように、何かを生み出そう、作り出そうとするときには、悩んだり苦しんだり、長い時間をかけて努力したりすることが必要になる。恋愛、結婚、家族形成も、そうした手間暇が必要な価値の一つであろう。

もとより、何かに「価値」があることを知っているものは、それを手に入れるために必要な手間暇を厭いはしない。その手間暇もまた楽しさになる。恋愛すること、ともに生きていこうと約束すること、子どもを産み・育てることなどに、価値があることを感じる経験があったかどうか。自分にとっての価値あるものとして、認識し、選び取ることがあったかどうか。その経験や、認

識や、選択の蓄積が、自分にとっての価値 観の形成の過程になるのではないだろうか。

6. 見えにくい価値の姿

恋愛、結婚、家族形成の価値が、見えに くくなっていること、認識しづらくなって いることもまた、事実だろう。ドメスティッ ク・バイオレンス (DV、家庭内暴力) やデー トDVのように、パートナー同士の間が対 等平等ではなく、支配・被支配の関係にあり、 暴力によって相手を支配・コントロールし ようとする関係。ストーカー行為やリベン ジポルノに見られるように、自分の愛情に 相手が応えないときにふるわれる暴力行為。 不倫関係のように、相手の信頼を裏切る背 信行為。虐待や、子どもに与える過度なス トレス。不安感にかられて、パートナーや 家族を束縛し、コントロールしようとする 依存的関係。警察庁の「犯罪情勢」によると、 2016年に検挙された殺人事件256件のうち 親族間殺人は149件、未遂事件554件のうち 親族間は291件であり、殺人事件の過半数 を占めさらに増加する傾向にある。

もっとも親密で、愛情でつながっている と思われている恋愛関係、夫婦関係、親子 関係において、愛情がねじれたり、壊れた りする姿はいたるところで見ることができ る。予定調和的な幸せな恋愛・結婚・家族は、 もはやリアリティを失っている。

7. 近代社会における3つの選択の自由

夫婦関係のあり方の変化は、1990年代初 頭のバブルの崩壊をきっかけとした結婚の 危機、そして共働き家庭がスタンダードに なる2000年代から始まっているように思え る。しかし、先に触れたように1980年代ま でスタンダードとされていた、男性が賃労 働者として働き、女性が主婦として家を守 るあり方も、1960年代に大衆化したもので あり、歴史的に普遍的な夫婦・家族のあり 方であったわけではない。歴史軸を俯瞰し て眺めてみれば、男性と女性による恋愛・ 結婚・夫婦のあり方は、近代社会の始まり、 すなわち資本主義経済の発展とともに、変 わり続けているのではないだろうか。筆者 は、近代社会における青年期の誕生を3つ の選択の自由と危機の構造の中でとらえて いるが、恋愛・結婚・夫婦のあり方の変化も、 その構造の中で考えることができると考え ている。

封建制社会から近代社会・資本主義経済 への転換の中で、どのような生活様式の変 化があったのか。

まず第一に、社会経済的人間関係が変化 する。支配階級は封建領主から資本家に移 行し、被支配階級は農奴から労働者へと移 行する。第二に、それにともなって、政治 制度が変化する。身分制が廃止され、職 業選択、移転、居住等の市民的自由が生ま れ、民主主義が発展する前提となる。第三 に、中心的産業の変化発展に伴って職業が 変化する。農業など第一次産業から、工業 など第二次産業、さらには商業など第三次 産業へと変化し、その変化はとどまること がない。第四に、それらの変化の基盤とし て、また潤滑油として、貨幣経済が発達す る。貨幣は人と人との結びつきを抽象化し、 自由にし、飛躍的に拡大すると同時に、共 同体を解体する。

こうした社会の変化の中で、封建制社会

における若者とは異なる、青年期誕生の根拠である3つの選択の自由が生まれることになった。それは、(1)職業選択の自由、(2)結婚・家族選択の自由、(3)居住地域選択の自由である。

職業選択の自由は、身分制の廃止と産業の変化によってもたらされた。「親父の二代目」として、もっぱら親から職業教育・訓練を受けて一人前になっていく「若者」は極めて限定されることになる。このことは、いわゆる封建制社会に成立した「親の背中を見て子が育つ」家庭教育が成立しなくなった。子どもたちは、学校の教師に教わらなくては職業につけなくなった。子どもたちは、学校で基礎学力を習得し、職業教育・訓練を受けて、就労するという過程をたどることになり、職業選択と技能習得が青年期の課題となった。

結婚・家族選択の自由は、職業選択の自由と社会保障制度の整備によって可能になった。職業が家業ではなくなることによって、財産相続・家業存続・生命維持のために結婚が決められる必要がなくなる。家族、血縁による相互扶助のシステムである家制度から自由になることで、家族の形態も自由になった。配偶者を選び、相互理解・相互承認の期間を経て合意を形成し、家族をつくることが青年期の課題となった。

居住地域選択の自由は、土地に縛りつけられていた封建遺制がなくなり、労働力の流動化が進み、職業が自然と密接に結びつく第一次産業に限定されないことによる職住分離と、社会保障制度の整備によって地縁・血縁による生活扶助に頼らなくてもよくなったことなどからもたらされた。生

まれてから死ぬまで、ほぼ同じ地域とその 周辺を生活圏としていたライフサイクルは 一変した。就学、就労、結婚、住宅事情な どを契機として居住地域を移動することに よって、地域共同体の構成員が流動化する。 居住地域の決定は生活様式の選択との深い 関わりをもって行われ、地域共同体への参 加のあり方も選択されるものとなった。居 住地域を選び、地域共同体への関わりかた を選ぶことが、青年期の課題となった。

8. 3つの自由に潜む危機

3つの選択は、自らの生活のありかた、生きかたを自分自身で選び取ることに他ならない。しかし、自由だということは、危機をはらみ、不安定だということでもある。選択の自由の現実化は、新たな危機を出現させている。職業選択においては、安定した就労を失うことから、失業の不安、不安定就労、「ブラック企業」、過労死・過労自殺、職場不適応などの危機が生成される。結婚・家族選択の自由に伴う危機は、すでに見たとおりである。

居住地選択の自由に伴う危機は、あまり 指摘されることが少ないが、生産労働や産 育にともなう活動を共同で行い、生まれて から死ぬまで、ほぼ同じ地域とその周辺を 生活圏としていた共同体およびそのライフ サイクルからの離脱は、安定的な社会関係、 人間関係からの離脱を意味している。「竹馬 の友」や「幼なじみ」から、思春期青年期 を共にすごし、共同体を支えあうために協 働するという、切っても切れない関係が失 われたということになる。

恋人と同じように、友人も選ぶことがで

きる。友人関係を広く結ぶことができる反 面、その関係を絶つことも自由である。嫌 になったら関係を解消できるということは、 相手からいつ関係を切られるかも知れない という不安定さと背中合わせである。進学、 就職によって人間関係は大きく変わること はもちろんだが、1990年代ころから小学校 から高校まで、毎年クラス替えが行われる 学校が多くなり、毎年4月には新しい友人確 保のために神経をとがらせることも当たり 前になって久しい。どうせ、一年限りの友 だち関係であるならば、友人間でトラブル があったときに関係を修復して仲直りに苦 労するよりも、関係をリセットして新しい 友人を探すほうがいいかもしれない。そう なると、時間をかけて人間関係を太く、豊 かにし、トラブルを乗り越えて相手を深く 理解する知恵と経験を獲得することは困難 になる。

居住地選択の自由は、こうした、他者とつながることの脆弱性を抱える人間関係形成の危機につながっているのである。

9. 危機を乗り越えていくために

もう一度、結婚・家族選択の自由に注目 しよう。そこにある生活課題・発達課題で ある〈恋愛・家族づくり〉は、性的愛情に 結ばれた他者との相互承認・協力共同が可 能な諸能力の獲得と、愛情で結ばれた家族 集団形成の課題である。

標準的な関係としては、男性と女性とで 構成される夫婦を中核とする家族というこ とになるが、性的マイノリティー等を視野 に入れれば、夫婦という概念に違和感を持 つ人もいるだろう。ここでは、親密なパー トナーとの関係という表現を使うことにしたい。電通のダイバーシティ(多様性)課題対応専門組織「電通ダイバーシティ・ラボ」の調査によれば、性的マイノリティに該当する人は7.6%だそうだ。40人の学級に3人いる計算になる。さらに、里親、グループホームなども含めて、基本的な信頼関係が成立し、多面的に生活を支えあう基礎的な生活集団の関係性を表現することばとして使いたい。

こうした親密なパートナーとの関係性の 出発点には、誰とどのようなパートナーシップを結びたいか、という選択を必要とする。 しかし、そこには必ずしも定式的なモデル は存在しないために、お互いの間に生じて くる生活問題に一つひとつ対応しながら、 自分たちなりのパートナー像、家族像を模 索することが必要になる。その関係性は不 安定であるために、他のパートナーの関係 性を学び合うこと、生活問題の解決のため に自治体等の社会的な支援を受けることが 求められる。

それはおそらく「面倒くさい」もの、「自 分の自由がなくなる」ものであることに違 いない。そうではあっても、そのプロセス を歩むことで、親密なパートナーとの関係 を結び、人間的な喜びを享受することに立 ち向かうことは、人生における価値の一つ ではあるはずである。

自分なりのそれぞれのパートナーの関係性を実践的、創造的に作り出していく営みを重ねる中で、新しい結婚・家族像が社会的に成立することを期待したい。最後に、親密な関係性を紡いでいく上で、重要と思われる視点について考えておきたい。

10. 「最善の利益」という視点

まず、「最善の利益」(best interests)という視点である。これは、子どもの権利条約の第3条第1項に明記されることによって広まった概念である。日本ユニセフ協会では、これに「こどもにとってもっともよいこと」という訳を充てている。この考え方は、子どもは親の所有物ではなく、子どもの利益を最優先するという原則を表している。国家の利益、社会の利益、家族・親族の利益、親の利益、よりも、子ども自身の利益をもとに判断するということである。

また、子ども自身の利益といっても、その内容は視点によって異なり、複数の視点をすりあわせながら、最善の利益を探っていく必要がある。たとえば、子どもに学習塾に行くことを強制することは、「学力」を伸長させることと、子ども自身が取り組みたい能力を伸長させること、子ども自身の自由な時間が確保されること、疲労しすぎないことなどの異なる価値の評価軸のすりあわせをし、子ども自身の意志を尊重して判断することになる。

子どもの権利条約

第三条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるべきものとする。

さらに、子どもの最善の利益を保障するにあたっては、その子どもが関わり合っている他の子どもや大人の最善の利益との調整が必要になる。最善の利益は、すべての人に対して尊重されるべきであり、誰かに特権的に最善の利益を保障するものではないからである。

したがって、一人の子どもにとっての最善の利益とは、最初から決まっているものではなく、本人の願いをそのままかなえることでもなく、複数の視点と関係者の利害の調整の中で、この子どもにとってもっともよいことは何かという解を求めていくプロセスの中で見いだされるものである。

親密な関係のパートナーの間柄にも、同じように相手の最善の利益を尊重する関係性が求められるのではないだろうか。恋愛や結婚において、相手を大切にする、尊重する、ということは不可欠だが、それが主観的な思い込みでなく、また二人だけの独善的な利益でもなく、「お互いを大切にする」「尊重する」ことは、親密な関係性の核心を構成するのではないだろうか。

11. 「相互理解・相互承認」という視点

パートナーとの親密な関係性を豊かにするために、お互いに理解しあうこと、承認しあうことは、不可欠であろう。理解することは、前項における、最善の利益を探究するためにも必要なことである。一方、相手の存在を認め、承認することは、必ずしも深い理解を伴う必要はない。ことばによる意思疎通ができなくても、子どもたちが一緒に遊ぶことで心が通わせることは、めずらしいことではない。大人同士でも、「同

じ釜の飯を食う」ことによって、お互いが 存在を認め、信頼関係の萌芽が生まれるこ とは、経験的に学んでいることだろう。

しかし、こうした時間と空間を共有し、 生活をわかちあうこと、さらに、対話をし て心がふれあうことは、今日の社会にお いて自然発生的に生まれることは少ない。 パートナーとの関係性を豊かにしようとい う意図的目的的に取り組む実践が求められ る。

意図的・目的的に取り組まなければいけない理由の一つに、世帯規模の縮小という生活実態がある。核家族化の進展によって、多世代同居世帯が減少し、さらに単身赴任や離婚によって単身世帯が増加している。

世帯規模が縮小することによって、新たな問題が生成する。多人数の世帯であれば、他世代と共同生活を営むことによって、他世代への理解は日常的に形成されうる。しかし、たとえば子どもと同居せず、子どもと日常的にふれあう生活がなければ、子ども理解、子育て世代への理解は難しい。保育所、児童館、学校などが、迷惑施設として受けとめられるようになったのは、子どもを育てること、育つことが他人事として理解される生活環境が広がっているのではないだろうか。同じことは、高齢者への理解、障がい者への理解にも言えるだろう。

12. 地域社会にひらかれた家族という視点

世帯規模が縮小しても、世帯の存立基盤 である地域社会が共同体として機能していれば、他者との出会い、ふれあい、わかち あいは促進されうるだろう。しかし、地域 社会に参加する機会が広がらなければ、日常の生活を通した他者理解、他者承認の基盤が失われ、地域社会のさまざまな課題を自分事として受けとめることは難しくなる。

親密な関係性においてなくてはならない 他者理解を豊かにする感受性を獲得するために、地域社会に参加してさまざまな住民 と交流することは今後一層必要になるだろう。地域社会に参加し、住民が住みやすい 地域社会に変えていくことは、家族の生活 基盤を作り出すことになる。それは、地域 社会におけるさまざまな社会福祉の充実や 地域社会生活の改善がはかれるだけでなく、 家族の一人ひとりが、地域社会の人間関係 の中で受容され、承認されることによって、 人格の基盤が形成される。そうなれば、家 族内での閉ざされた人間関係の中で依存的 関係に陥ることからも免れることができる。

地域社会にひらかれた家族のあり方、および、一つひとつの家族を支える地域社会のあり方を探ることが、親密なパートナーとの関係を支えることを考えてみてほしい。

参考文献

国立社会保障・人口問題研究所,人口統計資料集 (http://www.ipss.go.jp)

株式会社オーネット、新成人意識調査

(https://prtimes.jp)

警察庁、2017『平成28年の犯罪情勢』

大村,2002「生涯学習時代の青年教育」(新海英行・ 牧野篤編著『現代世界の生涯学習』大学教育 出版)

電通ダイバーシティ・ラボ

(http://www.dentsu.co.jp/ddl/)

日本ユニセフ協会

(https://www.unicef.or.jp)